

「二宮町税条例の一部を改正する条例」について、資料に基づき補足説明をいたします。

今回の税条例の一部改正は、地方税法が改正されたことに伴うもので、主な内容は、三つあります。

一つ目が個人町民税の均等割非課税基準の引き上げ

二つ目が固定資産税の現所有者の申告制度の創設

三つ目が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったイベント等のチケットの払い戻しを辞退した場合には寄付金税額控除として適用するというものです。

それでは一枚目の参考資料「個人住民税の非課税限度額について」というものをご覧ください。

現行の非課税限度額の基準ということで示されている図のように、住民税の均等割の非課税限度額は、現行では所得金額が、基本額の 32 万円に世帯人員数を掛けて扶養者がいる場合には加算額の 19 万円を足したものとなっていますが、これに今回の改正では、10 万円を足して、引き上げられるというものです。

これは、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を 10 万円引き上げるといったことにより、働き方の多様性を踏まえ、様々な形で働く人を応援するといった改正に対しての、調整措置で、今までは非課税だった給与所得者や年金所得者の人が今までと変わらず非課税となるようにするためのものです。

次に、2 つ目 参考資料「現に所有している者の申告の制度化」というものをご覧ください。

こちらは、固定資産税の課税に関することになりますが、下の図に示されているとおり、所有者が死亡した場合、相続登記がなされれば、情報が町に登記所から通知されますので、それをもって所有者情報を更新します。しかしながら相続登記がされない場合においては、右の図のように、現状では、町独自の取り組みとして納税者を探して課税させていただいているところですが、今回の法改正では、現に所有している者に対して申告をさせて、所有者とみなして課税することができるようになったというものです。

これは、昨今、所有者不明土地の問題が挙げられ、国において「相続登記の義務化」や、「土地所有の放棄の権利」等の一連の検討が進んでいるなかで、その前段階の措置ともいえる改正となっています。

次に 3 つ目 参考資料「中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用」というものをご覧ください。

こちらは、ご覧のとおり、新型コロナウイルス感染症により、政府の自粛要請を踏まえて、中止されたイベントの入場料の払戻し請求をしなかった場合で国が指定する行事の場合は、住民税についても所得税同様、寄付控除の対象とするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

個人住民税の非課税限度額について

非課税限度額制度の概要

○ 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度。

<現行の非課税限度額の基準>

均等割

所得金額

≦

基本額

32万円

+ 世帯人員数

+ 19万円

加算額

+10万円

今回の改正により引上げ

※加算額は、控除対象扶養親族がいる場合に適用。

(平成33年度分個人住民税から適用)

現に所有している者の申告の申告の制度化(案)

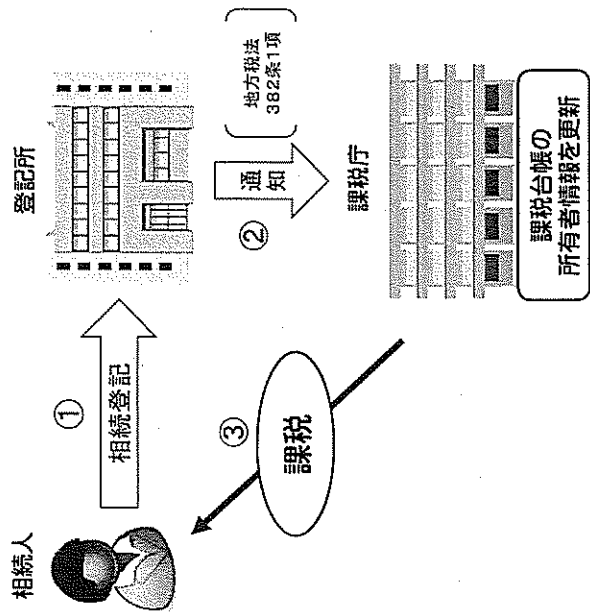
現状

- 課税庁は、「現に所有している者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力。
- 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に、死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告を求めている団体も多い。
→ 実効性を高めるため、申告の制度化の要望

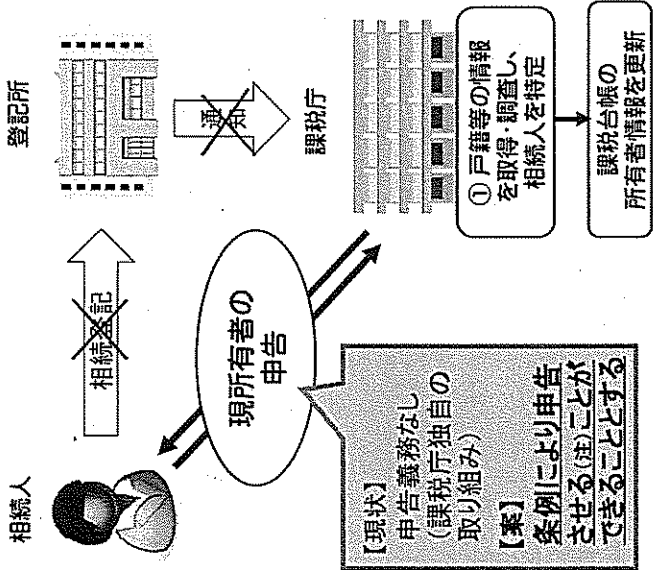
案

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

(相続登記がされている場合)

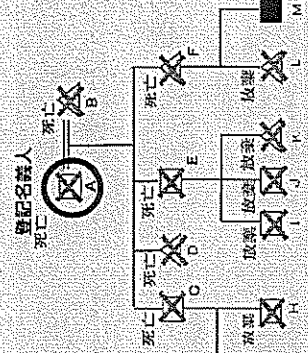


(相続登記がされていない場合)



大きな事務負担

相続人の調査(イメージ)



(調査内容)

- 登記名義人及び全ての法定相続人(子、孫など)の本籍地から戸籍を請求し、相続人を調査
- 特定した全ての相続人について、家庭裁判所に相続放棄の有無を確認

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への
寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。

(注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

(注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に指定行事証明書等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、指定行事証明書のコピー、
払戻請求権放棄証明書を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を
申告書に添付。